

(様式第1号)

|       |             |
|-------|-------------|
| 受付番号  | 江議第 17 号    |
| 受付日   | 令和7年 4月 1日  |
| 送付日   | 令和7年 4月 1日  |
| 答弁期日  | 令和7年 4月 15日 |
| 答弁受理日 | 令和7年 4月 14日 |

江田島市議会議長

酒永 光志 様

会 派 名 ..... 無会派 .....

質問者氏名 ..... 寛本 語 .....



文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

1 質問項目

本市の放課後等デイサービスの現状と今後の対応について

2 質問の要旨

現在、本市において放課後等デイサービスを運営している事業者は2社あるが、そのうちの1社がこの4月末で放課後等デイサービスの事業から撤退する。さらに、もう1社も受け入れ制限があるため、全ての利用者をケアできない事態であると見受けられる。また、個別支援計画書の作成についても、事業者から本市社会福祉協議会のみが引き受ける形となり、利用者からも不安の声が上がっている。

そこで、次の点について伺う。

- (1) なぜこのような事態になったのか。また、本市はどこまで把握できていたのか。
- (2) 本市は、今後どのような対応をしていくのか。

(様式第2号)

江 社 第 1 7 号

令和7年4月11日

江田島市議会議長 酒 永 光 志 様

江田島市長 土 手 三 生  
(福 祉 保 健 部)



文 書 質 問 答 弁 書

令和7年4月1日付け江議第17号で依頼の江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づく議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

本市の放課後等デイサービスの現状と今後の対応について

(2) 答弁内容

別紙のとおり

## 1 質問項目

本市の放課後等デイサービスの現状と今後の対応について

## 2 質問の要旨

現在、本市において放課後等デイサービスを運営している事業者は2社あるが、そのうちの1社がこの4月末で放課後等デイサービスの事業から撤退する。さらに、もう1社も受け入れ制限があるため、全ての利用者をケアできない事態であると見受けられる。また、個別支援計画書の作成についても、事業者から本市社会福祉協議会のみが引き受ける形となり、利用者からも不安の声が上がっている。

そこで、次の点について伺う。

- (1) なぜこのような事態になったのか。また、本市はどこまで把握できていたのか。
- (2) 本市は、今後どのような対応をしていくのか。

## 3 回答

### (1)に対する回答

放課後等デイサービスについては、令和7年2月21日、事業所から児童発達支援管理者が不在となることにより事業の継続が困難となり、4月末日をもって事業を廃止することを聞きました。事業所により新たな当該支援管理者の求職も検討されていましたが、事業所の方針により求職はせず、事業廃止を決定されたものです。

また、障害児相談支援事業（障害児支援利用計画の作成等）については、令和7年2月17日、事業所から諸般の事情により事業の継続が困難となり、3月末日をもって事業を廃止することを聞きました。

### (2)に対する回答

放課後等デイサービスについては、令和7年3月2日、当該事業所により保護者説明会を実施し、併せて利用者の移行調整が行われてきました。3月中旬に市が状況を確認したところ、江田島市内の利用者については、移行調整は完了したと聞いています。

障害児相談支援事業（障害児支援利用計画の作成等）については、当該事業所からの事業廃止の意向を受け、障害児相談支援事業を実施又は実施予定の市内3法人、当該事業所及び市で、今後の移行調整についての協議の場を設けました。当該事業所の利用者について、市内3法人へ移行することで調整を図り、現在、移行が完了しています。

市といたしましては、現在、移行調整は完了していることから、当面、サービスの状況を見守っていきたいと考えています。今後のサービス利用への対応については、中・長期的な視点で需要を見極めながら、障害のあるこどもが必要なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の維持・確保に努めてまいります。